

さいたま市工事監督におけるワンデーレスpons実施要領

1 目的

工事監督におけるワンデーレスponsは、これまで監督職員個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対して、より迅速な対応を実現することを目的とするものである。

(1) 品質確保への取組強化の一方策

工事現場において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に時間を費やすことにより実働工期が短くなり、工事等の品質が確保されない懸念がある。そのため、発注者は「ワンデーレスpons」の実施等、問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

(2) 工事の効率化

公共事業の受注者、発注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で市民に提供すること」といえる。個々の公共工事において、受注者、発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰にでも取り組むことができる共通目標のひとつに、「速やかに工事を完成させる」ことがあげられる。

安全と品質を確保したうえで、受注者と発注者が協力して適切な工程管理をおこなうことにより、速やかに工事を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

2 対象工事

原則として、さいたま市が発注する請負工事すべてにおいて実施するものとする。

3 実施方法

(1) 基本は「即日対応」（別紙「ワンデーレスponsの組織的な対応フロー」による）

- ア 受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうちに」とする。
- イ 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答期限」を予告するなど、次の段取りができるような回答をその日のうちにする。
- ウ 予告した「回答期限」を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を連絡する。
- エ 措置し得ない事項や判断が困難な場合は、上司に相談し回答する。
- オ 受注者からの的確な状況の資料等による報告を早期に受けることが前提となるため、受注者に対しても、「ワンデーレスpons」の意義と目的を周知することとする。
- カ 受注者からの質問、協議は原則として工事記録等（指定様式）で受付けるものとする。なお、緊急を要する場合など、現場や電話等での対応も可能とするが、速やかに文書化するものとする。

4 実施における留意点

ワンデーレスponsは基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に対して迅速に対応し、効率的な監督業務をおこなうための取組であり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。

ただし、受注者にも現場の問題点、協議事項等について速やかな提出を求めるため以下の点に留意して実施すること。

(1) 特記仕様書への記載

特記仕様書に次の文を記載すること。

ワンデーレスponsの取組について

- 1 この工事はワンデーレスpons実施対象工事である。
・「ワンデーレスpons」とは
受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのか受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
- 2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
- 3 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
- 4 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

5 その他

(1) 本取組の円滑な実施

発注者及び受注者は、ワンデーレスponsの主旨を十分に踏まえつつ、その円滑な実施に努めるものとする。

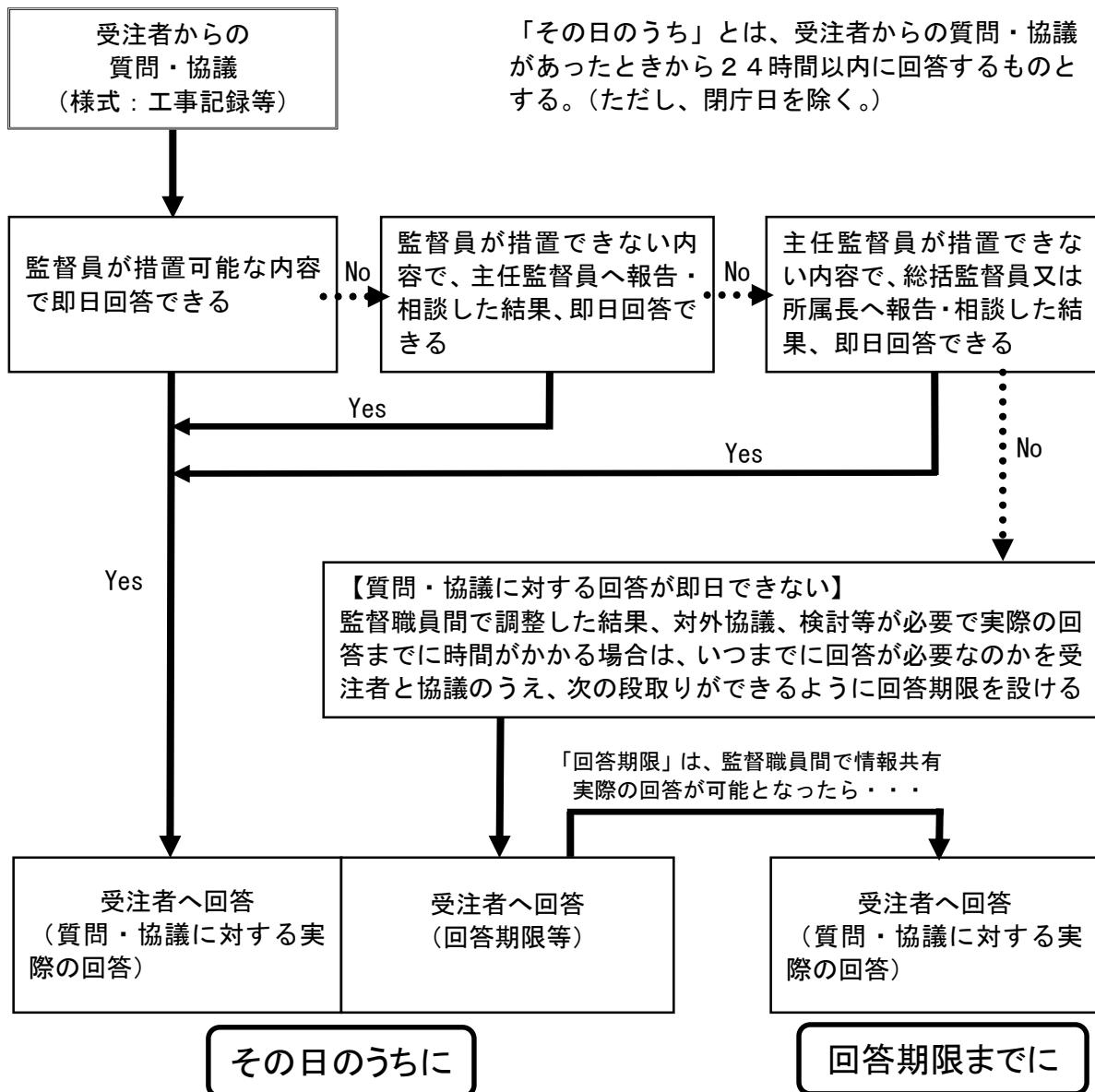
(2) 効果の検証

今後の一層効率的かつ効果的な実施方策検討に資するよう、効果及び課題の把握等をおこなうものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

ワンデーレスポンスの組織的な対応フロー



*回答期限に間に合わない場合は、速やかに受注者と再協議のうえ、回答期限を回答する

【参考資料】 ワンデーレスpons ~期待される効果~

